

Wu
呉

Yuh
煜

Tzong
宗

学位の種類	博士(法学)
学位記番号	法博第31号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院法学研究科 (博士課程後期3年の課程) 公法学専攻
学位論文題目	市民的家族の形成の憲法論 —日本近代化の一カテゴリーについての探究—
論文審査委員	(主査) 助教授 蟻川恒正 教授 吉田正志

論文内容の要旨

本論文は、人間の最も基礎的な集団である「家族」について、日本の近現代史に材を取って、憲法学的な考察を施したものである。

論文は、まず、アメリカ、フランスの一八世紀末市民革命と、それにもとづく家族法制の展開とを概観し、そこから、近代家族の理念型を抽出して、これを、「個人」、「国家」、「社会」という、近代憲法原理を組み立てる諸範疇と関係づけ、憲法学の対象としての「家族」の位置を同定する(第一章)。

次に、近現代日本の家族法制の整備を、明治法体制の確立と展開(第二章)、戦後期における家族法の改革(第三章)の順で検討する。第二章では、家族法と「家族国家」観との照応の態様が、家族社会史の見地をも導入することを通して、具体的に明らかにされる。第三章では、日本国憲法二四条二項に書き込まれることになった「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」の理念が、戦後の家族法改正のなかで、いかに理解され、また、いかなる具体化を蒙ったかが、憲法および民放の改正審議過程に踏み込んで、点検され、ついで、両理念の、戦後の憲法学説および判例のなかでの受容史が、論じられる。

最後に、以上の考察を踏まえて、「家族」を憲法総論のなかに位置づけ、家族をめぐる憲法問題の論究に当っては、現代の立憲国家を担う個人を育む場としての「家族」、という境位を指針

とすべき旨を示唆する。

論文審査結果の要旨

近代憲法の原理は、これまで、主として、国家と個人の二極構造をその基礎的枠組に据えて、組み立てられてきた。これは、フランス革命に典型的にあらわれたとされる、いわゆる中間団体の否認を前提として、一方で、政治権力を集中させた国家の「主権」と、他方で、社団の抑圧と庇護から解放された個人の「人権」とを、主要な概念軸とする、議論枠組を成立させた。

この枠組は、しかし、国家と個人の二主体の関係に関心を寄せるあまりに、フランス革命によっても解体されることなく、どの国家においても重要な社会構成単位であることをやめたことがない「家族」を、論究の対象として位置づけ難いものである。日本において、社会意識の変化を背景として、「家族」をめぐる法的問題がさまざまな形で大きな論議を呼ぶにつれ、「家族」のあり方に対する憲法次元での基本的態度決定が要求されるようになると、上記のような近代憲法原理の枠組にも、——それを維持するにしても——根底的な見直しが迫られなければならない。

憲法学の置かれた、このような状況をうけて、呉氏は、これまで学界において充分に行われることのなかった「家族」についての憲法学的考察に着手し、ここにその成果を提示することとなった。

氏の業績は、この主題を——「個人」、「社会」、「国家」という憲法理論の基本的な諸範疇の洗い直しも含めて——憲法総論の問題として受け止め、総合的な考察のための基盤づくりを行った、という点にある。その際、憲法学における先行学説の蓄積が必ずしも充分とはいえない不利な研究条件のもとで、民法学、法社会学の研究や、日本近代法史の研究、さらに家族社会史を中心とした社会学、歴史学の文献をも利用し、咀嚼して、これらの知見を、憲法学の理論体系との間で摺り合わせ、近時学界でもようやく本格的な議論が行われるようになった憲法総論の構造的アプローチに対して、この見地からの一定の方向づけを示唆するまでに至ったことは、日本憲法学に対する極めて貴重な寄与であると言わなければならない。

また、台湾出身の研究者として、氏が、日本の近代化過程を、「家族」法制という一つの視角から全体的に描き出し、その特質を抽出したことは、欧米起源の近代憲法原理を非西欧世界の諸国が、受容し、近代化を推し進めていくという事態をめぐる、学問の立場からの一定の問題整理としても、重要な意義を有するものといえる。

もっとも、本論文には、憲法学以外の学問分野の業績を導入するに当たって、それぞれの分野での最新の動向からすれば、より慎重に言明すべきであったと思われる点、また、日本の近代に対する捉え方に、やや一面的とも見えかねない部分がある点など、疑義を付しうる点もないわけで

はない。しかし、前者の点については、憲法学自体の先行業績が不十分な中での執筆状況を考えればやむをえないと思える事情があるし、後者の点については、本論文の趣旨を損なうまでのものではないこと、及び、氏自身がこの点に注意すべきである旨自覚していることに照らせば、必ずしも大きな欠点とすべきものではないと思われる。

総じて、氏にとって外国語である日本語を、研究のための読解のみならず、論文執筆の面においても見事なまでに使用して、日本憲法学にとっても、従来本格的に論じられてこなかった基礎的問題にとりくみ、これをまとめ上げたことは、大きな評価に値するものであると思われる。

以上により、本論文は、博士（法学）の学位を与えられるにふさわしいものと判断する。